# 消防本部

#### 第1 監査の概要

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 消防本部

3 事前調査期間 平成21年6月23日

4 監査期間 平成21年8月21日

5 監査対象年度 平成20年度

6 監査対象事項 財務事務等

7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点

をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問によ

り行った。

#### 第2 監査対象の概要

消防本部4課(中間組織は所管する所属に含める)及び消防署3署の主な業務内容及び職員数(平成21年6月1日現在)は、次のとおりである。

#### 【総務課】

諸規程の制定・改廃、組織制度の研究・企画、職員の定数配置・服務・給与・保健衛生・福利厚生・研修、予算・決算、庶務、消防長会、消防統計、消防施設・装備の管理・調査研究、 給貸与品の支給に関する業務等を所掌する。(職員12名、再任用職員1名)

### 【消防救急課・防災教育センター】

警防・救助業務の計画・運用、救助技術の研究・指導、消防及び水防訓練の計画、警防本部、 火災等の原因・損害調査、消防広域応援、高速道路連絡協議会、土地開発の事前協議、医療機 関等との連絡調整、消防団、自主防災組織の育成・指導、防災教育・応急手当の普及啓発、防 災に関する相談・指導、防災講演会・講習会に関する業務等を所掌する。

(職員18名、再任用職員2名、嘱託職員6名)

#### 【予防保安課】

火災予防運動・査察、特定事業所の異常現象の届出等、建築物の消防同意事務、防火管理講習、消防用設備の指導・検査、特別防災区域内の少量危険物・指定可燃物の届出・検査、危険物施設の許可・承認・認可・届出・完成検査等に関する業務等を所掌する。

(職員13名、再任用職員1名)

# 【情報指令課】

災害の受付・出動指令、通信統制、消防情報の収集・伝達、消防通信の調査研究・運用管理、 消防通信施設等の整備保全・資金運用に関する業務等を所掌する。(職員15名)

### 【中消防署・西分署・港分署・中央分署】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当ての普及啓発、船舶及び沿岸火災・水上災害の警戒防御活動、水難救助活動に関する

業務等を所掌する。(職員77名、再任用職員1名、嘱託職員1名)

### 【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、危険物施設の火災・事故発生の届出、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当ての普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員75名、嘱託職員1名)

# 【南消防署・西南救急分駐所】

業務の計画・管理・調整、施設装備の保守点検、防災教育、警防計画、災害の警戒・防御活動、消防団員の教育訓練、火災等の原因・損害調査、危険物施設の火災・事故発生の届出、防火管理の届出、救急活動、救助訓練、応急手当ての普及啓発に関する業務等を所掌する。

(職員56名、嘱託職員2名)

### 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、原課契約 工事の執行状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の活動状況、負担金の執行状況及び業務 棚卸表の妥当性について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要す るものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、改善 を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

#### 1 指摘事項

# <各課共通事項>

### (1)支出事務について

ア 請求書に日付の漏れているものが見受けられたが、請求書の提出日は支払いの基準となる ものであり、不備のない請求書の提出を求めるよう注意すること。 【注意事項】

上記対象課~【総務課】【消防救急課】

イ 経費等の支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」が準用されているが、原課契約工事費及び消耗品費の支出について事務処理が遅延しているものが見受けられたので、期間内に適正・迅速な支出処理を行うこと。 【是正改善事項】

上記対象課~【総務課】【消防救急課】

#### <各課個別事項>

# 【総務課】

#### (1)支出事務について

イ 防火水槽用地賃借料について前金払いで支出しているが、四日市市会計規則に基づく履行 の確認がなされていなかったので注意すること。 【注意事項】

# (2)収入事務について

自動販売機設置に係る施設使用料について、四日市市消防職員親交会が行政財産の目的外使 用許可を受けているが、自動販売機を設置している業者から直接、施設使用料が納付されてい るので、行政財産の使用許可を受けている四日市市消防職員親交会から納付するよう改めるこ と。

# (3) 備品管理について

#### 【消防救急課・防災教育センター】

### (1)支出事務について

ア クリーニング代の支出科目は役務費が適当であるが、修繕費で支出されていたので注意すること。 【注意事項】

イ 消防団員消防学校入校費について、入校前に通常の支払い手続きにより支出していた。入 校前に支払う場合は、前金払いにより支出し、後日履行確認をするよう改めること。

【是正改善事項】

ウ 四日市市市民防災隊運営費補助金について、補助金の交付額を確定する前に通常の支払い 手続きにより支出していた。補助金の交付にあたっては、概算払いにより支出し、事業実績 報告書提出後に額を確定し、精算するよう改めること。 【是正改善事項】

## 【予防保安課】

特になし

# 【情報指令課】

特になし

【中消防署・西分署・港分署・中央分署】【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】【南消防署・ 西南救急分駐所】

#### (1) 備品管理について

備品出納簿の設置場所欄が消防本部になっているものや、物品の規格の入力誤り、廃棄手続きの遅れなどが見受けられたので、適正な備品管理を行うよう注意すること。 【注意事項】

# (2) 自家用車の使用について

### 2 所 見

# <各課共通事項>

# (1)業務棚卸表について

業務棚卸表は組織の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したもの

で、成果指標、活動指標の目標値、目標年度等を設定し、毎年、指標の実績を測定し、その目的がいかに果たされたか、その目的達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。 しかし、成果指標、活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠けると思われるものが見受けられるので、改めて業務棚卸表を見直し、客観的かつ具体的な指標や数値目標の設定について検討すること。

# 上記対象課~【全課】

# (2)現金等の管理について

消防職員親交会など各団体の預金通帳や印鑑を保管・管理しているが、現物の保管・実査、 上司による牽制チェック体制が十分でない部分が見受けられた。内部統制システムの再点検を 行い、より厳重なチェック体制を確立し、事故防止の徹底に努めること。 【努力要望事項】

上記対象課~【総務課】【消防救急課】【予防保安課】

# < 各課個別事項 >

### 【総務課】

#### (1)予算編成について

消防署整備事業費などの予算執行において、当初予算額と決算額に大きな差異があるものや 多くの流用が見受けられた。予算の編成は、綿密な事業計画に基づいて十分な精査を経て行い、 計画的かつ効率的な予算執行の確保に努めること。 【努力要望事項】

### (2)港分署について

中消防署港分署敷地については、平成32年6月まで30年間の借地契約を締結しているが、 平成21年4月から、港分署に配置していた水難救助隊員及び水難救助車を中消防署に配置替 えしたことに伴い、港分署の役割・機能も大きく変わってきている。港分署存続の可否を含め、 費用対効果や業務の効率性の観点から港分署敷地のあり方について検討すること。【検討事項】

#### (3)財産管理について

行政財産の使用について、電柱の占用使用料を無料としているが、受益者負担の観点から、 使用料の徴収を検討するとともに、公平性を確保するため、使用料を免除する必要がある場合 には早急に免除基準の作成を検討すること。 【検討事項】

# (4)貸与品の管理について

消防では、制服や防火衣など多くの被服等が貸与されている。職員一人ひとり貸与されている被服が異なるため、個人別に現在貸与されている被服を明らかにするため被服貸与原簿等の台帳による管理の仕方について検討すること。 【検討事項】

# (5)業務委託契約について

自家用電気工作物保安管理業務委託を一者単独随意契約で行っているが、平成21年2月20日付け調達契約課長通知により、業者選定にあたっては原則として競争で行うことになっているので、経済性、競争性の観点から一層のコスト意識を持ち、適正な執行に努めること。

【努力要望事項】

#### (6)南消防署の交通渋滞による遅延対策について

南消防署については、本市南部を所管する救急・消防の拠点であるが、国道25号線と国道23号線が合流する立地的な要因もあり、交通量の増加に伴って慢性的な交通渋滞が発生し、救急・消防活動の支障となっている。救急・消防活動の遅延は、市民の生命・財産を守るうえ

で極めて憂慮される事態であるので、移転も含め、警察や国土交通省など関係機関とも協議して、8分消防5分救急の早期実現に向けた一層の対策に努めること。 【努力要望事項】

#### 【消防救急課・防災教育センター】

# (1)時間外勤務の縮減と労務管理の徹底について

厚生労働省が過労死の労災認定基準として定めた疲労の蓄積の要因となる時間外労働時間の 目安としている「発症前1か月間におおむね100時間を超える」過重労働の職員が見受け られた。市民の生命・財産を守る部署において、職員の健康保持はもとより公務能率の上か らも憂慮すべき事態であるので、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。

【検討事項】

# (2)市民防災隊について

現在、本市の市民防災組織は、消防本部の所管する市民防災隊と、危機管理室の所管する自 主防災隊の二重体制となっている。危機管理室とも協議して、地区の防災組織のあり方、指揮 命令系統のあり方について早急に検討すること。 【検討事項】

## 【予防保安課】

# (1)住宅用火災警報器の普及促進について

平成20年6月に住宅用火災警報器の設置が全ての住宅に義務づけられたが、設置率は必ず しも高いとはいえない状況にあると思われる。設置状況について実態調査を実施し、設置率の 把握に努めるとともに、引き続き、出前講座や広報誌による啓発などを実施し、住宅用火災警 報器の普及促進に努めること。

### 【情報指令課】

#### (1)通信業務の共同運用の推進について

平成19年4月から四日市市と桑名市との通信指令業務の共同運用が開始されているが、災害出動基準や各種警防活動の基準については、両市がそれぞれの基準で運用を行っているのが現状である。両市の連携を密にして、共同運用の更なる円滑化を図るため、警防活動の各種基準の統一化に努めること。

【努力要望事項】

【中消防署・西分署・港分署・中央分署】【北消防署・朝日川越分署・北西救急分駐所】【南消防署・ 西南救急分駐所】

# (1)技術技能の継承について

- ア 熟練職員が大量に退職し、新規採用者が増加しているが、組織内部に蓄積されている技能、 技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。消防職員は業務の遂行にお いて職員の知識や能力の差が顕著に表れる職場でもあるので、職員の知識やレベルに応じた 訓練や研修に一層努めること。
- イ 平成20年度から、新人職員の能力育成のための新たな取り組みとして消防プリセプターシッププログラムを策定し、新人消防士の育成を図ったことにより、公務災害が大幅に減少するなど一定の成果を上げている。引き続き、プリセプターシップによる研修の検証も行いつつ、各職場内でより確実に技能、技術等が継承され、全体的なレベルアップが図れるよう、

現場での実践を含めた研修・訓練に一層の努力を要望する。

【努力要望事項】

\*プリセプターシップ:新人職員一人に対して、決められた先輩職員がマンツーマンで、ある一定の期間内に能力の育成を図る教育指導の方法。

# (2)防火教室等の充実について

市民の防火・防災意識の推進を図るため、各消防署職員や防災指導員が講師となって学校や 自治会等において防火・防災教室を開催しているが、講座の内容や実技指導の仕方、講師の話 す技量によって受講者に与える印象は大きく違ってくる。今後、大人から子供まで幅広く楽し めるよう、講座内容の充実を図るとともに、講師力の向上に一層の努力を要望する。

【努力要望事項】

#### (3)内部管理の徹底について

各消防署の業務については、職員の訓練など人材育成や現場での行動管理が中心となっており、物品管理など内部管理が不十分なところが見受けられる。物品についても市民の重要な財産であるので、管理にあたっては、定期的に抽出調査を行うなど内部管理の徹底を図り、常に、牽制機能の保持・強化に努めること。

【努力要望事項】